

令和7年6月長野市議会定例会提出条例案について

総件数		4
内 訳	新規制定	0
	一部改正	4
	廃止	0

1 長野市印鑑条例及び長野市手数料条例の一部を改正する条例

担当課	財政部市民税課、地域・市民生活部市民窓口課
理由	個人番号カード等を利用してコンビニエンスストア等に設置された端末機により証明書等の交付を受けた場合の手数料の金額の減額措置（以下「減額措置」という。）を恒常化することに伴い、改正するもの
主な内容	<p>(1) 長野市印鑑条例の一部改正</p> <p>ア 印鑑登録証明書の交付手数料に係る令和7年9月30日までの間の減額措置を廃止する。</p> <p>イ 令和7年10月1日以後に多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により印鑑登録証明書の交付を受けた場合の手数料の金額を1通につき250円とするものと定める。</p> <p>(2) 長野市手数料条例の一部改正</p> <p>ア 住民票の写し、戸籍に記載されている事項の全部又は一部を証明した書面、戸籍の附票の写し並びに個人の市民税及び県民税に係る課税内容証明書の交付手数料に係る令和7年9月30日までの間の減額措置を廃止する。</p> <p>イ 令和7年10月1日以後に多機能端末機により戸籍に記載されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付を受けた場合の手数料の金額を1通につき400円とするものと定める。</p> <p>ウ 令和7年10月1日以後に多機能端末機により住民票の写し、戸籍の附票の写し並びに個人の市民税及び県民税に係る課税内容証明書の交付を受けた場合の手数料の金額を1通につき250円とするものと定める。</p>
施行期日	令和7年10月1日

2 長野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

担当課	教育委員会事務局保健給食課	
理由	学校医及び学校の産業医の報酬額を見直すことに伴い、改正するもの	
主な内容	(1) 学校における健康診断等について、学校医が受ける報酬額の上限（222,000円）を廃止する。	
	(2) 学校の産業医が受ける報酬額を次のとおり改める。	
	改正前	改正後
	1校につき年額 360,000円	1校につき年額 378,000円
施行期日	公布の日	

3 長野市手数料条例の一部を改正する条例

担当課	保健福祉部長野市保健所食品生活衛生課		
理由	温泉法等に係る事務の手数料の金額を見直すことに伴い、改正するもの		
主な内容	(1) 温泉法の規定による審査事務に係る手数料の一部を次のとおり改める。		
	区分	金額（1件につき）	
		改正前	改正後
	温泉の利用の許可の申請に対する審査	35,000円	36,000円
	温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	7,900円	8,100円
	(2) 毒物及び劇物取締法の規定による審査事務に係る手数料を次のとおり改める。		
	区分	金額（1件につき）	
		改正前	改正後
	毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査	15,400円	15,800円
	毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	6,700円	6,900円
	毒物又は劇物の販売業に係る登録票の書換え交付	2,400円	2,500円
	毒物又は劇物の販売業に係る登録票の再交付	4,000円	4,100円
	(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による審査事務に係る手数料の一部を次のとおり改める。		
	区分	金額（1件につき）	

	改正前	改正後
薬局開設の許可の申請に対する審査	29,200円	30,600円
薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	11,100円	11,900円
医薬品の販売業の許可の申請に対する審査	29,000円	30,300円
医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	11,100円	11,900円
高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査	29,000円	30,300円
高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	11,100円	11,900円
薬局開設の許可証の書換え交付	2,000円	2,100円
薬局開設の許可証の再交付	2,900円	3,000円
薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付	2,000円	2,100円
薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付	2,900円	3,000円
薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の書換え交付	2,000円	2,100円
薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の再交付	2,900円	3,000円
医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の書換え交付	2,000円	2,100円
医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の再交付	2,900円	3,000円
施行期日	令和7年12月1日	

4 長野市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

担当課	経済産業振興部企業立地課
理由	この条例の規定により固定資産税の課税免除の対象となる施設（以下「対象施設」という。）に係る設置期限を延長することに伴い、改正するもの

主な内容	対象施設に係る設置期限を「令和7年3月31日」から「令和10年3月31日」に改める。
施行期日	公布の日